

高知市立はりまや橋小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月12日策定

I. いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（以下、いじめ防止法）・第13条により、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。いじめ防止法・第2条には、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」といじめの定義が規定されている。言うまでもなく、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を取り巻く大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、本校では、国・地方公共団体・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめの早期解決に向けて取り組むものである。

2. いじめ防止等に向かう学校の姿勢

(1)いじめの防止

いじめは、どの児童にも、どこの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった取組を行う。

- ①学校の教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- ②児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- ⑤家庭、地域と一体となって取組を推進するため、いじめ問題への取組の重要性について普及啓発を推進する。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、その発見に努める。

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ②些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

- ③いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ④家庭、地域と連携して、児童を見守る。

(3)いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

- ①家庭や高知市教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関等と連携する。
- ②教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。
- ③学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

Ⅱ. いじめの防止等のための対策の内容

1. いじめを未然に防止するための取組 ～いじめを生まない土壌づくり～

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるということ踏まえ、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことが重要である。重点的な内容は以下のとおりである。

(1)いじめについての共通理解

- ①いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等を校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員の共通理解を図る。
- ②児童に対して、全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について取り上げ、「いじめは人として絶対にゆるされない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

(2)いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの取組により、児童の社会性を育む。
- ②日々の授業や学校生活の様々な場面で、他者や異学年と関わる機会（縦割り班活動、集会活動等）を多く取り入れ、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培うとともに、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③自他の意見の相違に、互いを認めながら建設的に調整し、解決する機会や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する機会を通じて、児童が円滑に他者とコミュニケーションできる能力を育てる。

(3)いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ②学級や学年の人間関係を把握して、一人ひとりが活躍できるように集団づくりを進める。
- ③ストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑤教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。
- ⑥障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導にあたる。

(4)自己有用感や自己肯定感を育む

- ①学校の教育活動全体を通して、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会に留意し、児童の自己有用感を高める。
- ②教職員、家庭や地域の人々など、幅広い大人から認められているという思いを児童が得られるよう工夫する。
- ③異学校種や同学校種間で連携して取り組む。また、さまざまな体験の機会などを積極的に設けるようにする。
- ④児童自らが長い見通しの中で、自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるように、計画的に自己評価の機会を設定するようにする。

(5)児童が主体的にいじめについて学び、取り組む

- ①いじめの問題について児童が主体的に考え、児童会の相談箱の設置など、児童自身がいじめの防止に取り組むよう推進する。
- ②「いじめられる側にも問題がある」、「大人に言いつけることは卑怯である」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方はいじめについての誤った考えであることを学ぶようにする。
- ③些細な嫌がらせや意地悪がしつこく繰り返されたり、多勢で行ったりすることは、いじめであり、そのようないじめが及ぼす深刻な精神的危害について学ぶようにする。
- ④教職員は、児童会等がいじめの防止に取り組む意義を児童一人ひとりが理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、陰で支える役割に徹するよう心がける。

2. いじめの早期発見にむけての取組 ～少しの変化を見逃さないこと～

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめの積極的な発見に取り組む。重点的な項目・内容は以下のとおりである。

- ①アンケートはいじめ発見の手立ての一つであると認識した上で、定期的なアンケート調査（学校生活アンケート・楽しい学校生活を送るためのアンケート等）や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むようにする。また、児童が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気をつくるようにする。
- ②児童及び保護者、教職員が抵抗なく、いじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。また、教育相談で得た児童等の個人情報については、管理職の下で管理し取り扱うようにする。
- ③定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記等を活用して、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を利用したりする。保護者との連携には、連絡帳も活用する。
- ④帰りの会で一日を振り返り、問題等を解決し、児童がいやな思いを持って一日を終えることのないようにするとともに、定例の職員会議において、必ず「児童コーナー」を設け、学級・学年で起こった事象の情報を全教職員で共有する。

3. いじめの早期解決にむけての取組 ～迅速かつ組織的に対応～

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら、関係機関等と連携し対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。重点的な項目・内容は以下のとおりである。

(1)いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、発見・通報を受けた教職員は教頭に報告する。教頭は学校長に報告し、学校長の指示により明確な役割分担のもと支援体制をつくり、対応する。
- ③発見・通報を受けた場合には、「いじめ防止等対策委員会」を中心に、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うようにする。
- ④いじめの事実確認の結果は、学校長が責任を持って、高知市教育委員会に報告するとともに「いじめ防止等対策委員会」から被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ⑤学校や高知市教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、高知警察署と相談して対処する。
- ⑥児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに高知警察署に通報し、適切に援助を求めるようにする。

(2)いじめられた児童及びその保護者への支援

- ①いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意しながら、いじめられた児童から事実関係の聴き取りを行うようにする。その際、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意し、保護者に対しては、家庭訪問等により速やかに事実関係を伝えるようにする。
- ②いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員で当該児童の見守りを行うなど、安全を確保する。
- ③いじめられた児童の心の傷を癒すために、児童に寄り添い支える支援体制をつくとともに、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、継続的に支援を行う。
- ④いじめられた児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた児童を別室において指導することや状況に応じて出席停止制度を活用し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めるようにする。
- ⑤いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(3)いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめたとされる児童から事実関係を聴き取り、いじめがあったと確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるようにする。なお、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- ②事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うようにする。
- ③いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するようにする。

- ④いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をするようにする。
- ⑤教育上必要があると認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して、懲戒を加えるとともに、その際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を築くことができるよう成長を促す目的で行うようにする。

(4)いじめが起きた集団へのはたらきかけ

- ①いじめを傍観していた児童に対して、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ②学級・学年全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいき渡らせるようにするとともに、全ての児童が、集団の一員として、お互いを尊重し合い、認め合う人間関係を構築できるような集団・仲間づくりを進めるようにする。
- ③いじめの解決とは、加害児童による被害児童への謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、集団全体が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断するようにする。

(5)ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。措置をとるにあたり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求めるようにする。
- ②児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに高知警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組についても周知するようにする。
- ④パスワード付きサイトやSNS、携帯電話メールを利用したいじめ等については、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、関係機関等と連携した学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくようにする。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止法・第22条の規定により、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の教職員及び専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための常設の組織（いじめ防止等対策委員会）を以下のとおり置くものとする。

(1)基本構成員

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、児童生徒支援担当教諭、特別支援コーディネーター、教育相談担当教諭、養護教諭、関係児童の担任教諭とする。（事案に応じて他の教職員が加わる）また、本校教職員以外の委員として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、高知警察署職員等とする。なお、会議や事案に応じて、学校長（委員長）から各委員に参加を依頼する。

(2)役割の内容

- ①本基本方針に基づく取組や具体的な活動に参画する。さらに、学校長の判断によ

- り、保護者の代表や地域住民等に協力を依頼する場合がある。
- ② いじめの事実確認の実施とその判断を行う。また、組織的にいじめの早期解決に向けて対応する。
 - ③ 本基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ問題についての取組が計画どおり進んでいるかどうかについて点検し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、いじめ防止等の取組についての検証を行うようにする。
 - ④ いじめの相談、情報等は、全て本組織に集まることになる。特に、その情報と相談内容の第一報及び教職員・児童以外からの情報ができる限り早く教頭（副委員長）に集まるようにする。
 - ⑤ 情報の記録・管理の責任者は、教頭（副委員長）が務める。集められた情報は、個別の児童ごとに記録整理・保管し、その実務は教頭（副委員長）が担うようにする。
 - ⑥ 高知市教育委員会の判断により、学校が重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応するようにする。

5. 組織的体制を機能させる

本基本方針及び組織が機能するかどうかは、教職員の組織体制の機能性によるところが大きい。計画が計画だけに終わらないように、常日頃から教職員組織の機能性を高め、スピード感のある組織的対応が実現できるようにする。

- ① いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。一部の教職員や特定の教職員が問題を抱え込むのではなく、いじめ防止等対策委員会で情報を共有し、組織的に対応するようにする。
- ② 児童、保護者、地域の方々に相談窓口と相談方法について周知するとともに、受けた情報や相談は、いじめ防止等対策委員会にできるだけ早く集まるようにする。
- ③ いじめがあった場合の組織的な処理を可能とするよう、平素から対応の在り方について、全教職員で具体的に共通理解を進め、さらに、職員会議、校内研修、日常的な教育活動を通じて、教職員間の連携と連帯を深めていくようにする。
- ④ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官関係者等の外部専門家が参加しながら対応し、より実効的ないじめの問題の解決を図るようにする。
- ⑤ 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
- ⑥ 組織的に取組を実行できているかについて点検を行い、結果を共有し改善を図っていくようにする。

6. 重大事態への対応

いじめ防止法・第28条の規定により、学校の設置者（高知市教育委員会）又は本校は、次に掲げる事態の発生の防止に資するため、速やかに高知市教育委員会又は本校の下に組織を設け、質問票の使用とその他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「重大事態」

- いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより本校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための組織は、いじめ

防止等対策委員会をもってあてる。

(1)役割の内容

①重大事態に係る調査主体

- 重大事態が発生した疑いがあると認めるときに、本校は直ちに高知市教育委員会に報告し、高知市教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断するようにする。
- 本校が主体となって行う場合と高知市教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、本校が主体となる場合は、いじめ防止等対策委員会のメンバーを中心に、調査を行う。当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意するようにする。

②事実関係を明確にするための調査の実施

- 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。本校と高知市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るようにする。
- 重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったかなどについて事実を明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったかについて明確にする。また、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り網羅的（初動段階からその時点まで）に整理して記録するようにする。
- 高知市教育委員会や本校に不都合なことがあったとしても、事実を明確にする。本校は、高知市教育委員会及び附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにする。なお、事案の重大性をふまえて、高知市教育委員会等、関係機関と適切に連携したりして対応に当たる。
- いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施するようにする。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をするようにする。
- 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者とその後の調査について協議し、調査に着手するようにする。

③その他の留意事項

- 本校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合が想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、その一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。その際には、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うようにする。
- 事案の重大性をふまえ、高知市教育委員会の積極的な支援が必要となる。例えば、出席停止措置の活用やいじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するようにする。
- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、全校児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあり、十分に留意するようにする。

④調査結果の提供及び報告

- 本校は、高知市教育委員会と確認しあいながら、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査

により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。なお、情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告をするようにする。

- 情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するようにする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校児童や保護者に説明するなどの措置を講じるようにする。
- 調査結果の説明の結果をふまえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて高知市長に送付するようにする。

7. 校内研修の充実

いじめ防止法・第18条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。内容の対象は以下のとおりである。

- ①学校いじめ防止基本方針及びいじめ防止法等の理解
- ②いじめの防止・早期発見・対処の対策と取組
- ③組織体制の構築と機能の対策と取組
- ④家庭や地域との連携の取組
- ⑤関係機関との連携の取組

8. 家庭や地域、関係機関との連携

いじめ防止法・第3、8、17、27条等の規定により、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わず、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。重点的に取り組む項目・内容は以下のとおりである。

- ①本基本方針を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
- ②家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図るようにする。
- ③学校、PTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する場を設けたり、開かれた学校づくり推進委員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
- ④学校警察連絡協議会での情報交換を通じて、児童生徒の状況と対策について協議するようにする。また、児童を対象とした非行防止教室や情報モラル学習会等を実施し、インターネット等を利用したいじめの防止を図る。なお、状況に応じて、警察や少年補導センター等の効果的な活用を検討する。
- ⑤児童相談所や福祉部局等とサポート会議等を開催し、児童の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。
- ⑥法務局と連携し、いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動等を推進する。

9. 検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、また、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行うようにする。

特に、いじめの問題を取り扱う学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童の

状況を十分ふまえて目標設定し、その目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、改善に取り組むようにする。また、いじめの問題を取り扱う教職員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。重点的に評価する項目・内容は以下のとおりである。

①いじめの防止及びいじめの早期発見の取組状況

在籍児童に対する定期的な調査の実施状況、在籍児童及びその保護者並びに本校教職員がいじめに関わる相談を行うことができる体制等

②いじめへの対処の取組状況

いじめの訴えがあった場合の事実確認と高知市教育委員会への報告状況、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援状況、いじめを行った児童に対する指導状況、いじめを行った児童の保護者に対する助言状況等

③組織的体制の機能と組織的取組の状況

いじめ防止等対策委員会の活動状況、教職員の協力、指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取組状況等